

鳥取市建設工事・測量等業務の遠隔臨場に関する試行要領

1. 目的

本要領は、鳥取市が発注する建設工事及び建設工事に係る測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「測量等業務」という。）において、現地確認を必要とする作業に遠隔臨場を適用して、受発注者の作業効率化を図るために必要な適用範囲、具体的な実施方法及び留意点等を定めたものである。

2. 用語の定義

遠隔臨場とは、受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を利用し、遠隔地から Web 会議システム等を介して「段階確認」、「立会」（以下「段階確認等」という。）を行うことをいう。

3. 対象工事・業務

鳥取市が発注する公共土木工事及び測量等業務のうち、受注者から希望のあった工事、業務を対象として遠隔臨場を行うことができることとする。ただし、通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率な確認になってしまうおそれのある確認事項は、対象としないこととする。

4. 適用の範囲

(1) 段階確認

段階確認における遠隔臨場は、土木工事共通仕様書「第 3 編 土木工事共通編 第 1 章 総則 第 1 節 総則 3-1-1-3 監督員による確認及び立会等」に定める「7. 段階確認の臨場」に該当し、監督員が臨場にて行う行為を遠隔臨場により、契約図書との適合を確認することができる。

なお、監督員が十分な情報を得られないと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、機器の調整等により改善を図ることが困難な場合、現場臨場による段階確認を実施すること。

(2) 立会

立会における遠隔臨場は、土木工事共通仕様書「第 1 編 共通編 第 1 章 総則 第 1 節 総則 1-1-1-2 用語の定義」に定める「36. 立会」及び測量等業務の各共通仕様書の「立会」に該当し、施工状況把握を含む監督員等が臨場にて行う行為を、遠隔臨場により、契約図書との適合を確認することができる。

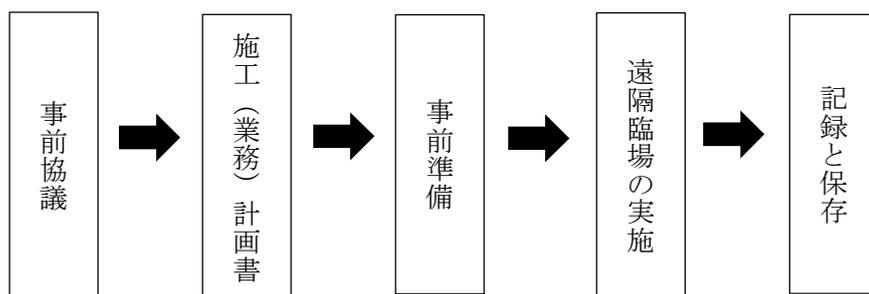
なお、監督員等が十分な情報を得られないと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、機器の調整等により改善を図ることが困難な場合、現場臨場による立会を実施すること。

(3) 段階確認等以外の適用

動画撮影用のカメラの使用は、上記以外の現場確認、事故・災害等の報告、その他協議等での活用を妨げるものではない。

5. 実施方法

【実施フロー図】



(1) 事前協議

受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、遠隔臨場の適用について監督員又は調査職員（以下「監督員等」という。）と協議を行う。その際、現場等の適用性について受発注者で確認後、適用の可否を判断する。

(2) 施工（業務）計画書

受注者は、遠隔臨場の実施にあたり、施工（業務）計画書又は添付資料に次の事項を記載し、監督員等へ提出すること。

ア 適用種別

本要領を適用する段階確認等の項目を記載する。適用項目については別表1から別表3を参考にすること。

イ 使用機器と仕様

本要領に基づいて使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等の機器と仕様を記載する。

なお、監督員等へ機器の貸与を行う場合は、貸与する機器の仕様等も記載すること。

ウ 段階確認等の実施

本要領に基づいた、段階確認等の実施方法を記載すること。

また、遠隔臨場が中断された場合の対応についても記載すること。対応方法として、別日に現場臨場へ変更することの他、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督員等が机上確認することも可能である。

(3) 事前準備

ア 事前提出資料

受注者は、遠隔臨場の実施にあたり、監督員等に実施時間、実施箇所（場所）や必要とする資料等について、監督員等へ確認を行う。なお、段階確認等において、事前に提出が必要となる資料は現場臨場を実施する場合と同じものを提出すればよい。

イ 資機材の確認

受注者は、事前に監督員等と動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb会議システムの仕様、通信状況等について確認を行う。また、必要な準備、人員及び資機材等を提供する。

(4) 遠隔臨場の実施

ア 現場（臨場）の確認

現場（臨場）における確認箇所の位置関係等を把握するため、受注者は実施前に現場（臨場）

周辺の状況を伝え、監督員等は周辺の状況を把握したことを受注者に伝える。

イ 実施

受注者は、動画撮影用のカメラにより、監督員に対して映像と音声の同時配信と双方向の通信を開始する。

受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」や「使用材料」等の必要な情報について適宜黒板等を用いて表示する。必要な情報を冒頭で読み上げ、監督員による実施項目の確認を得ること。また終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督員による実施結果の確認を得ること。

(5) 記録と保存

受注者は、遠隔現場を実施したことが分かる状況の代表的な写真や通信中の画面キャプチャ（パソコン等の画面表示を静止画像として保存）等を記録し、監督員等へ提出すること。

なお、提出資料は実施状況が分かる必要最小限のものでよい。

6. 機器等の手配・仕様

(1) 機器の選定

受注者は監督員等と協議し、遠隔現場に用いる動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を選定すること。

なお、市販のスマートフォン及び情報共有システムの遠隔現場オプションの導入による遠隔現場は実施可能である。そのため、過度に高価な機器等の選定は行わないこと。

参考として、仕様における参考数値を参考資料「(2)動画撮影用カメラとWeb会議システム等に関する参考値」に示す。ただし、記載の参考数値については、今後の映像・通信技術向上により、参考数値が適切でなくなる場合も想定されることから、現場での適用を拘束するものではなく、受発注者にて協議の上、判断するものとする。

(2) 監督員等への機器の貸与

選定機器等が監督員等側の機器で対応していない場合、必要に応じて、遠隔現場に必要な機器を監督員等へ貸与することができる。（貸与機器等も設計変更の対象）

7. 費用算出方法

遠隔現場に係る費用は、受注者見積により建設工事は技術管理費に、測量等業務は直接経費に積上げ計上し、全ての間接費の対象外とする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上することとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上すること。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、同様の考え方とする。

※耐用年数は、下記の国税庁HPを参照

(<https://www.keisan.nta.go.jp/h30yokuaru/aoiroshinkoku/hitsuyokeihi/genkashokyakuhi/taiyonensuhyo.html>)

(例) カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト：5年
ハブ、ルーター、リピーター、LANボード：10年

ア 費用のイメージ

- ①撮影機器、モニター機器の賃料（又は損料）
- ②撮影機器の設置費（移設費）
- ③通信費
- ④その他（ライセンス代、使用料、通信環境の整備等）

イ 留意点

- ・建設工事の現場臨場に係る立会・確認・準備に要する費用は、共通仮設費に率計上されているため、遠隔臨場に係る費用は、現場臨場の費用から追加が必要となる費用を計上すること。
- ・費用算出にあたっては、実施に必要な最低限の費用を計上すること。

8. アンケート調査等への協力

今回の試行を通じた効果の検証および今後の課題の抽出のため、受注者や監督員等を対象としたアンケート調査等の依頼があった場合は協力するものとする。

9. 確認項目の適応性

汎用的な動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb会議システム等の機器を用いた場合の遠隔臨場の適応性を別表1，2，3に示す。

○：汎用的な機器で実施可能な確認項目

△：特殊な機器等又は現場臨場が必要（映像や音声で判断できない）となる確認項目

なお、適応性は、汎用的な機器の性能により整理したものであり、「○：汎用的な機器で実施可能な確認項目」において受注者の創意工夫（特殊な機器の使用等）を妨げるものではない。また、「△：特殊な機器等又は現場臨場が必要になる確認項目」は、現在の測定機器等に加え、特殊な機器（AI等の汎用化されていない機器）もしくは現場臨場を必要とする確認項目である。

別表1 遠隔臨場に関する「段階確認」確認項目一覧 (1/3)

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目

△：特殊な機器等又は現場臨場が必要（映像や音声で判断できない）となる確認項目

種別	細別	確認時期	確認項目	適応性
指定仮設工 ※1		設置完了時	使用材料、高さ、 深さ、幅、長さ	○
掘削工 ※2		土（岩）質の変化した時	土（岩）質	△
			変化位置 ※3	○
			変化位置 ※4	△
道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤）		ブルフローリング実施時	ブルフローリング実施状況	△
表層安定処理工	路床安定処理 表層混合処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延 長、施工厚さ	○
	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚 さ	○
	サンドマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、施工厚 さ	○
パーチカルドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパードレーン	施工時	使用材料（サンド、ペー パー）、打込長さ	○
		施工完了時	施工位置、杭径	○
締固め改良工	サンドコンパクション パイル	施工時	使用材料、打込長さ	○
		施工完了時	基準高、施工位置、杭径	○
固結工	粉体噴射攪拌	施工時	使用材料、深度	○
	高圧噴射攪拌	施工完了時	基準高、位置・間隔、杭径	○
	セメントミルク攪拌			
	生石灰パイル	施工時	使用材料、深度、注入量	○
矢板工（仮設を除く）	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適 否	○
		打込完了時	基準高、変位	○
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適 否	○
		打込完了時	基準高、変位	○
既製杭工	既成コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適 否、杭の支持力	○
		打込完了時（打込杭）	基準高、偏心量	○
		掘削完了時（中堀杭）	掘削長さ、杭の先端土質	○
		施工完了時（中堀杭）	基準高、偏心量	○
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	○

現場条件により適応性が一致しない場合も想定されるため、現場での適用・不適用を拘束するものではない。

※1：仮設道路、仮栈橋工、仮締切工、土留工等

※2：河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工

※3：変化位置を色の変化等により確認する場合

※4：変化位置を打音検査等により確認する場合

別表1 遠隔臨場に関する「段階確認」確認項目一覧 (2/3)

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目

△：特殊な機器等又は現場臨場が必要（映像や音声で判断できない）となる確認項目

種別	細別	確認時期	確認項目	適応性
場所打杭工	リバース杭	掘削完了時	掘削長さ	○
			支持地盤	△
	オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	○
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	○
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	○
深礎工		土（岩）質の変化した時	土（岩）質	△
			変化位置 ※1	○
			変化位置 ※2	△
		掘削完了時	長さ	○
			支持地盤	△
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	○
		施工完了時	基準高、偏心量、径	○
	グラウト注入時	使用材料、使用量	○	
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		刃口金物掘付完了時	使用材料、施工位置	○
		本体設置前（オープンケーソン）	支持層	△
		土（岩）質の変化した時	土（岩）質	△
			変化位置 ※1	○
		変化位置 ※2	△	
鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	○		
鋼管矢板基礎工		打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、支持力	○
		打込完了時	基準高、偏心量	○
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	○
置換工（重要構造物）		掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	○
			支持地盤	△
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	△
護岸工	法覆工（覆土施工がある場合）	覆土前	設計図書との対比（不可視部分の出来形）	○
	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比（不可視部分の出来形）	○

現場条件により適応性が一致しない場合も想定されるため、現場での適用・不適用を拘束するものではない。

※1：変化位置を色の変化等により確認する場合

※2：変化位置を打音検査等により確認する場合

別表1 遠隔臨場に関する「段階確認」確認項目一覧 (3/3)

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目

△：特殊な機器等又は現場臨場が必要（映像や音声で判断できない）となる確認項目

種別	細別	確認時期	確認項目	適応性
重要構造物 ※1		土（岩）質の変化した時	土（岩）質	△
			変化位置 ※3	○
			変化位置 ※4	△
		床掘削完了時	支持地盤（直接地盤）	△
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	○
	埋戻し前	設計図書との対比（不可視部分の出来形）	○	
躯体工、RC躯体工		杓座の位置決定時	杓座の位置	○
床版工		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	○
鋼橋		仮組立完了時（仮組立が省略となる場合を除く）	キャンパー、寸法	○
桁製作工 ※2		プレストレス導入完了時（横締め作業完了時）	設計図書との対比	○
		プレストレス導入完了時（縦締め作業完了時）	設計図書との対比	○
		PC鋼線・鉄筋組立完了時（工場製作を除く）	使用材料、設計図書との対比	○
トンネル掘削工		土（岩）質の変化した時	土（岩）質	△
			変化位置 ※3	○
			変化位置 ※4	△
トンネル支保工		支保工完了時（支保工変更毎）	吹付コンクリート厚、ロックボルト打込み本数、ロックボルト打込み長さ	○
トンネル覆工		コンクリート打設前	巻立空間	○
		コンクリート打設後	出来形寸法	○
トンネルインバート工		鉄筋組立完了時	設計図書との対比	○

現場条件により適応性が一致しない場合も想定されるため、現場での適用・不適用を拘束するものではない。

※1：鉄筋コンクリート擁壁、鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上部工、橋台・橋脚、砂防堰堤、樋門・樋管、水門、堰、排水機場、床止め・床固め、共同溝、その他発注者が指定した構造物

※2：ポストテンションT（I）桁製作工、プレキャストブロック桁組立工、プレビーム桁製作工、PCホロースラブ製作工、PC版桁製作工、PC箱桁製作工、PC片持箱桁製作工、PC押し箱桁製作工、床版・横組工

※3：変化位置を色の変化等により確認する場合

※4：変化位置を打音検査等により確認する場合

別表2 遠隔臨場に関する「材料確認」確認項目一覧

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目

△：特殊な機器等又は現場臨場が必要（映像や音声で判断できない）となる確認項目

区分	材料名	試験項目		適応性
全般	JIS規格製品	資料確認		○
セメントコンクリート製品	コンクリート杭、コンクリート矢板	外観試験		○
		強度試験	圧縮強度	○
	強度試験	曲げ強度	○	
	レディーミクストコンクリート	スランプ試験		○
		スランプフロー試験		○
		空気量		○
		塩化物含有量		○

現場条件により適応性が一致しない場合も想定されるため、現場での適用・不適用を拘束するものではない。

別表3 遠隔臨場に関する「立会」確認項目一覧 1/2

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目

△：特殊な機器等又は現場臨場が必要（映像や音声で判断できない）となる確認項目

項目					適応性	
分類	細別	条の名称	確認事項	備考（『土木工事共通仕様書』より）		
土工	河川土工・海岸土工・砂防土工	一般事項	地山の土及び岩の分類	地山の土及び岩の分類は、表1-2-1によるものとする。 受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、監督員の確認を受けなければならない。	△	
	道路土工	一般事項	地山の土及び岩の分類	地山の土及び岩の分類は、表1-2-1によるものとする。 受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、監督員の確認を受けなければならない。	△	
土木工事材料	道路標識及び区画線	道路標識	反射シート	反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひび割れ、剥れが生じないものとする。 なお、受注者は、表2-2-27、表2-2-28に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、監督員の確認を受けなければならない。	○	
一般施工	一般舗装工	コンクリート舗装補修工	アスファルト注入材料の使用量の確認	アスファルト注入材料の使用量の確認は、質量検収によるものとし、監督員の立会の上に行うものとする。 なお、受注者は、使用する計測装置について、施工前に監督員の承諾を得なければならない。	○	
	地盤改良工	固結工	薬液注入工事前の確認事項	受注者は、薬液注入工事の着手前に以下について監督員の確認を得なければならない。 (1) 工法関係 ① 注入圧② 注入速度③ 注入順序④ ステップ長 (2) 材料関係 ① 材料（購入・流通経路等を含む）② ゲルタイム ③ 配合	△	
	植栽維持工	材料	樹木類の受入検査	樹木類の受入検査	受注者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類については、現場搬入時に監督員の確認を受けなければならない。また、必要に応じ現地（栽培地）において監督員が確認を行うが、この場合監督員が確認してもその後の掘取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。	○
			樹木・芝生管理工	植栽樹木の植替え	3) 枯死、または形態不良の判定は、発注者と受注者が立会の上行うものとし、植替えの時期について、発注者と協議しなければならない。	○
樋門・樋管	付属物設置工	境界工	境界杭（鉋）の設置位置	受注者は、境界杭（鉋）の設置位置については、監督員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督員に連絡しなければならない。	○	
河川維持	堤防養生工	芝養生工	肥料	受注者は、使用する肥料の種類、散布量及び配合は設計図書によらなければならない。 また、肥料については、施工前に監督員に確認を得なければならない。 なお、設計図書に示す材料、使用量及び配合等が施工箇所に適さない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	○	
	構造物補修工	ボーリンググラウト工	機械の移動	受注者は、監督員が行うせん孔長の確認後でなければ、せん孔機械を移動してはならない。	○	

現場条件により適応性が一致しない場合も想定されるため、現場での適用・不適用を拘束するものではない。

別表3 遠隔臨場に関する「立会」確認項目一覧 2/2

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目

△：特殊な機器等又は現場臨場が必要（映像や音声で判断できない）となる確認項目

項目					適応性
分類	細別	条の名称	確認事項	備考（『土木工事共通仕様書』より）	
斜面对策	地下水排除工	一般事項	検尺	受注者は、検尺を受ける場合は、監督員立会のうえでロッドの引拔を行い、その延長を計測しなければならない。ただし、検尺の方法について監督員が、受注者に指示した場合にはこの限りではない。	○
基礎グラウチング	ボーリング工	せん孔	せん孔機械の移動	受注者は、監督員が行うせん孔長の確認後でなければ、せん孔機械を移動してはならない。	○
舗装	道路植栽工	材料	樹木類の受入検査	受注者は、道路植栽工で使用する樹木類については、現場搬入時に監督員の確認を受けなければならない。また、必要に応じ現地（栽培地）において監督員が確認を行うが、この場合監督員が確認してもその後の掘取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。	○
		道路植栽工	植栽植木の植替え	(3) 枯死、または形姿不良の判定は、発注者と受注者が立会の上行うものとし、植替えの時期について、発注者と協議しなければならない。	○
トンネル(NATM)	トンネル掘削工	掘削工	岩区分の境界確認	受注者は、設計図書における岩区分（支保パターン含む）の境界を確認し、監督員の確認を受けなければならない。また、受注者は、設計図書に示された岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、監督員と協議する。	△

現場条件により適応性が一致しない場合も想定されるため、現場での適用・不適用を拘束するものではない。

附則

- この要領は、令和7年4月1日から施行する。

【参考資料】

(1) 受発注者の実施項目

実施手順	受注者の実施項目	発注者の実施項目
事前協議 ↓	○遠隔臨場適用について協議	○協議内容の確認、適用性の判断、合意
施工（業務）計画書 ↓	○適用種別 ・適用する段階確認等の項目を記載 ○使用機器と仕様 ・動画撮影用カメラ ・Web 会議システム等 ○実施方法等 ・資機材や現場の確認方法、実施、記録方法等	○施工（業務）計画書の確認・受理
事前準備 ↓	○機器等の確認・準備	
遠隔臨場の実施 ↓	< 段階確認 > ○段階確認書の提出 ・実施日時、実施箇所と必要資料等を確認 < 施工状況把握 > ○工事打合せ簿（指示）の確認	○段階確認書の確認、受理 ○施工状況把握の選定、指示（実施項目、立会依頼）
	○遠隔臨場の実施 ・工事名、工種、確認内容、設計値、実測値や使用材料等を黒板等を用いて表示 ・冒頭：必要情報の読み上げ ・終了時：確認内容の読み上げ	○遠隔臨場の実施 ・実施項目の内容確認 ・実施結果の内容確認
記録と保存	○実施内容の記録・保管 ・実施状況写真、通信中の画面キャプチャ等の撮影・記録（最低限のものでよい）を行い、監督員等へ提出	○実施内容の確認・受理

(2) 動画撮影用カメラと Web 会議システム等に関する参考値

表 1 動画撮影用のカメラに関する参考数値

項目	仕様	備考
映像	画素数：640×480 以上	カラー
	フレームレート：15fps 以上	
音声	マイク：モノラル（1チャンネル）以上	
	スピーカ：モノラル（1チャンネル）以上	

表 2 Web 会議システムに関する参考数値

項目	仕様	備考
通信回線速度	下り最大 50Mbps、上り最大 5Mbps 以上	
映像・音声	転送レート（VBR）：平均 1Mbps 以上	

画素数と最低限必要な通信速度を示す。なお、下表は目安であり、利用する人数や映像共有の有無等の利用環境や電波状況、時間帯に応じて変化することに留意する。

表 3 画素・画素数と最低限必要な通信速度

画質	画素数	最低限必要な通信速度
360p	640×480	530kbps
480p	720×480	800kbps
720p	1280×720	1.8Mbps
1080p	1920×1080	3.0Mbps
2160p	4096×2160	20.0Mbps

※使用する機器の機能としては仕様を満たしていても、機器の設定により、仕様を満たさない場合があるため、注意すること。（例：使用する端末の画質を「高設定」にした場合は仕様を満たすが、「低設定」にした場合、仕様を満たさないことがあるため、端末画質を「高設定」にすること。

(3) 施工計画書への記載例

(5) 段階確認等

①段階確認項目は下記のとおり

工種	確認項目	確認方法	確認時期（頻度）	施行予定時期	備考
仮設工（指定仮設）	仮橋設置状況	目視 （遠隔臨場）	設置完了時	令和〇年〇月〇日	
路床盛土工	プルフローリング	目視 （現場臨場）	整流後	令和〇年〇月上旬	
掘削工	土質の変化	目視 （現場臨場）	随時	土質が変化した時	

②遠隔臨場で使用する機器と仕様は以下のとおり

使用機器	項目		仕様	備考
（撮影）				
i-phone, i-pad 等	映像	画素数	1280×720	
		フレームレート	30fps	
	音声	マイク	モノラル（1チャンネル）	
		スピーカ	モノラル（1チャンネル）	
（配信）				
Zoom 等	映像・音声	転送レート（VBR）	10～12Mbps 程度	

③遠隔臨場の実施方法は以下のとおり。

- ・遠隔臨場の適用は、段階確認のほか、施工状況把握、現場不一致、事故などの報告等において、必要に応じて使用する。
- ・遠隔臨場の実施に先立ち、実施時間、実施箇所や必要とする資料等について監督員と事前調整を行う。また、実施にあたり、事前に監督員との双方向通信の状況確認を行う。
- ・監督員が現場における確認箇所の位置関係を把握できるようにするため、遠隔臨場の実施前に現場周辺の状況を伝え、監督員との周辺状況の把握に努める。
- ・必要情報（「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」や「使用材料」等）の必要な情報について適宜黒板等を用いて表示する。記録にあたっては、冒頭に必要情報を読み上げ、終了時には確認箇所の内容を読み上げる。
- ・遠隔臨場を実施した記録として、実施状況写真を撮影（1枚程度）する。
- ・電波状況等により遠隔臨場が中断された場合は、監督員と協議の上、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の手段で共有し、監督員による確認を行う等の対応を行う。

(4) 段階確認書への記載例

種 別		細 別	確認時期項目	施工予定時期	記 事
指定仮設工			設置完了時	令和7年6月18日	遠隔臨場

年月日： 令和7年6月12日

通 知 書

下記種別について、段階確認を行う予定であるので通知します。

監督職員名： ○○○○

確認種別	確認細別	確認時期項目	確認時期予定日	確認実施日等
指定仮設工		設置完了時	令和7年6月18日	令和7年6月19日

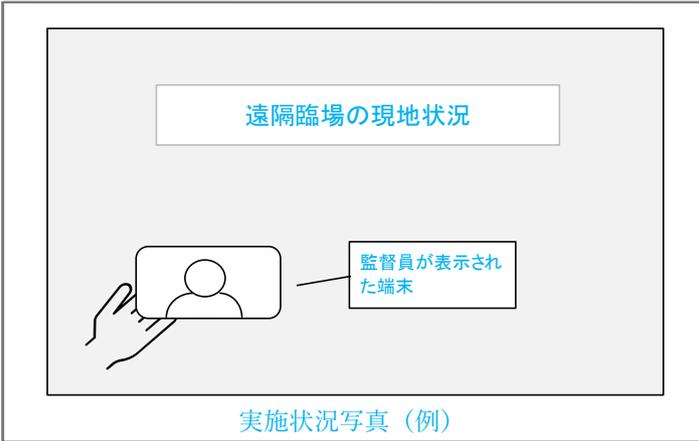
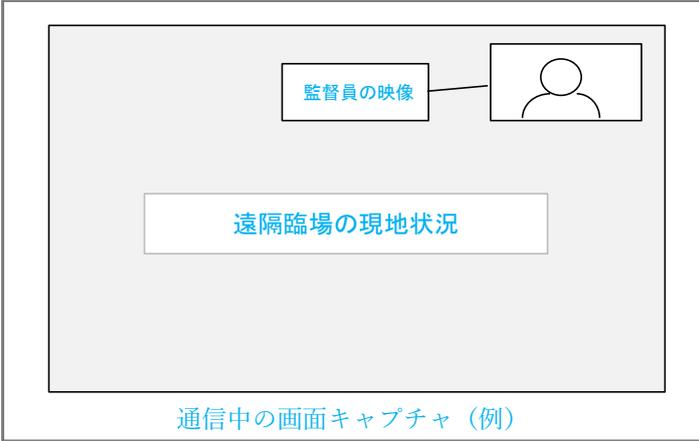
年月日： 令和7年6月19日

確 認 書

上記について、段階確認を実施し確認した。

監督職員名： ○○○○ 印

(5) 実施記録の提出例

遠隔臨場実施記録		参考
工事名	市道〇〇線道路改良工事	
受注者名	株式会社〇〇建設	
○遠隔臨場の実施項目		
①段階確認		
工種：	路床安定処理工	確認項目：使用材料、幅、延長、施工厚さ
②施工状況把握		
工種：	排水構造物工	確認項目：U型側溝基礎砕石幅、厚さ、延長
工種：	下層路盤工	確認項目：幅、厚さ
○遠隔臨場を実施した記録（監督員等の確認を受けた記録）		
・遠隔臨場を実施したことが分かる写真		
・通信中の画面キャプチャ（PCの画面表示を静止画像として保存）等の記録等		
		
実施状況写真（例）		
		
通信中の画面キャプチャ（例）		